

資源化物売却（廃食用油）仕様書

- 1 件 名 資源化物売却（廃食用油）
- 2 品 名 廃食用油
- 3 見積方法 1リットルあたりの金額（税込）
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 年間売却見込量 約10,000リットル
- 6 売却方法 市が連絡した日から1週間以内に引き取ること
- 7 売却場所 春日井市清掃事業所（春日井市鷹来町4957番地2）
- 8 売却予定回数 月2回程度（1回当たり最大約800リットル）
- 9 売却代金納付方法

市が発行する納入通知書により定められた期限までに納付すること。代金は実績に応じ納付するものとし、引き取り時の消費税及び地方消費税を適用するものとする。